

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 9

令和2年2月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	船橋新京成バス株式会社（法人番号：7040001028757） 代表者 足原潤一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 40日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第13条
(6) 違反行為の概要	令和元年7月31日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	西郡観光バス株式会社（法人番号：7013101004416） 代表者 山口寿昭
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都西多摩郡檜原村字本宿513 （昭島営業所） 東京都昭島市中神町3-7-21
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月6日及び令和元年11月20日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	大亜自動車有限会社（法人番号：2012702004449） 代表者 脇田武二郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都西東京市富士町2-11-9 （埼玉営業所） 埼玉県川口市新井宿1007-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	令和元年11月27日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社CRUISING WORLD (法人番号：2040001045526) 代表者 高木裕介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市川上245-1250 (本社営業所) 千葉県成田市川上245-1250
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 460日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成30年12月12日及び平成30年12月17日他、定期的な監査を実施。16件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)運送引受書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第2項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反(運輸規則第21条第3項)、(6)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(8)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(9)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(10)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(11)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(12)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(14)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 46点 当該事業者の累積点数 46点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ケイエル観光（法人番号：8040002082703） 代表者 小林武
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県長生郡長生村七井土1438-1 （本社営業所） 千葉県長生郡長生村七井土1438-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 240日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成31年4月23日及び令和元年5月7日他、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 24点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ライジングサン（法人番号：4030002088531） 代表者 伊藤和雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県越谷市大字大泊265-2 （千葉営業所） 千葉県印西市吉高3131
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年10月7日及び令和元年10月8日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和2年2月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	廣見エンタープライズ株式会社（法人番号：6050002034085） 代表者 廣見信行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県香取郡多古町北中58-3 （本社営業所） 千葉県香取郡多古町北中58-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月13日及び令和元年11月26日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年1月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20200107	横浜北交通株式会社(法人番号5020001043371) 代表者 武元 政博	神奈川県横浜市港北区新羽町676-1	本社営業所	神奈川県横浜市港北区新羽町676-4	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下、タクシー適正化・活性化法)第16条の4第1項	平成31年4月9日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)	2	2
20200107	宮園自動車株式会社(法人番号7011201005342) 代表者 川村 泰利	東京都中野区中野1-50-5	杉並営業所	東京都杉並区井草4-17-1	輸送施設の使用停止(10日車)	運送法第27条第3項	平成31年4月8日及び平成31年4月18日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20200107	すみれ交通有限会社(法人番号9020002021546) 代表者 漆原 孝	神奈川県横浜市旭区川井宿町9	川井宿町本社営業所	神奈川県横浜市旭区川井宿町9	輸送施設の使用停止(30日車)	運送法第27条第3項	令和元年8月2日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3
20200115	代々木自動車株式会社(法人番号7011001024204) 代表者 西澤 明洋	東京都渋谷区初台2-6-9	本社営業所	東京都渋谷区初台2-6-9	文書警告	運送法第27条第3項	令和元年9月19日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20200115	諏訪 嘉一	東京都江東区	個人	東京都江東区	輸送施設の使用停止(40日車)	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	令和元年9月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)	5	4

20200121	小湊タクシー株式会社(法人番号9040001053927) 代表者 石川 晋平	千葉県市原市五井中央東1-1-2	本社営業所	千葉県市原市五井中央東1-1-2	輸送施設の使用停止(31日車)	運送法第27条第3項	平成31年2月19日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)事故惹起運転者及び高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事故惹起運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	4	4
20200128	ブルームエクスプレス株式会社(法人番号1040001102831) 代表者 越川 美奈子	千葉県香取郡多古町南玉造374-3	本社営業所	千葉県香取郡多古町南玉造3819-2	輸送施設の使用停止(10日車)	運送法第27条第3項	平成31年3月12日及び平成31年3月20日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)